地区財団活動資金運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、ロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区(以下「地区」という)の地区財団活動資金(以下「DDF」という)の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団の資金によってプロジェクトを実施する年度(以下「プロジェクト実施年度」という)のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定: 覚書(以下「地区のMOU」という)を、国際ロータリーの My rotary から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

- 第3条 地区内の各クラブがDDFの使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。
- 2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定: 覚書(以下「クラブのMOU」という)に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブのMOUを地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。

(DDFの配分)

- 第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団からDDFの金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、 速やかにその配分を定めるものとする。
- 2 前項の配分基準は、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を配分し、その残額を地区補助金とグローバル補助金に、概ね同額づつ配分する。ただし、これらの金額は、地区内クラブからの申請状況等により、増減することがあるものとする。
- 3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会(以下「クラブ等」という)は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛、郵送によなければならない。

(地区補助金の配分)

- 第6条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の3名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。
- 2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動について は配分しない。基準に合致している活動に要する費用の概ね50%を配分する。ただし、1クラブ等に対する配分額 の上限額は概ね30万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式 501以下「事業計画書」という。)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区ののDDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

(グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区

のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則15,000ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、一人20,000000ドル以下とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、および会場監督)は、クラプの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2.クラブ役員の責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMO Uに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種 条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

- 第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成ししなればならない。
- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式 201「地区補助金財務管理計画規程」と 様式 202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブ の財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

- 第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員 以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。
- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。
 - イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
 - ロ 財団補助金に関する書類の管理
 - ハ クラブのMOU、授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの 管理
 - ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
 - ホ 補助金の不正使用等が有った場合の処理

(銀行預金口座に関する要件)

第13条 補助金の受領を申請しようとするクラブ等は、クラブのMOUの「4.銀行口座に関する要件」に従って当該プロジェクト専用の銀行預金口座を開設し、地区ロータリー財団に対する申請書に記載するものとする。

(補助金資金の使用に関する報告)

第14条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出 しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出 提出しなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6.書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類 を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第16条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区 に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

1 この規程は、2014年 1月1日から施行する。